

京都市放置自転車等撤去啓発保管所運営等業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

1 プロポーザルの趣旨

現在、京都市（以下「甲」という。）では、放置自転車及び放置原動機付自転車（以下「放置自転車等」という。）対策として、「京都市自転車等放置防止条例」（以下「条例」という。）に基づき、年間約1万5千台の放置自転車等の撤去、保管、返還、売却及び処分を行っている。

撤去業務は、放置自転車等の警告、撤去及び運搬、保管所運営業務は、放置自転車等の保管、返還、売却及び処分が主な内容であるが、放置自転車の撤去に係る苦情や問合せ対応など、業務が多岐にわたることから、両業務の連携・一体的な実施が必要である。

これらに加え、新たに啓発用車両を導入することにより、日々の撤去作業により得られる放置状況を踏まえた、より効果的な啓発等を実施したいと考えており、撤去業務・保管所運営業務に啓発等業務も加えた三業務の連携・一体的な実施が必要である。

そのため、放置自転車等の撤去啓発・保管所運営業務の一体的な実施について、民間の自由な発想による斬新な手法を導入し、費用対効果に優れた実効性のある業務を実現することを目的として、公募型プロポーザル方式により、業務の受託を希望するものから広く提案を募り、事業者を選定する。

2 業務概要

- (1) 業務名 京都市放置自転車等撤去啓発等保管所運営業務
- (2) 業務内容 別紙「京都市放置自転車等撤去啓発等業務委託仕様書」及び「京都市放置自転車等保管所運営業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- (4) 契約上限額 金360,564,000円（3箇年）（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
（単年度：120,188,000円）

3 参加資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、本業務の受託を希望し、提案書を提出する事業者（以下「受託希望者」という。）は、当該事業を実施するうえで、人的かつ財産的な整備・管理能力を有する法人その他団体で、かつ次の要件を満たさなければならない。

ア 本事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って参加する者であること。

イ 京都市一般競争参加入札有資格者名簿に登録されている者で、応募時に、その資格について停止措置を受けていない者。

ウ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

エ 刑法第96条の6又は同法第198条に違反する容疑があったとして逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は同法第8条第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

カ 所得税、法人税、消費税、本市市税、本市水道料金及び本市下水道使用料を滞納していないこと。

キ 京都市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者でないことのほか、事業者としてふさわしくない者でないこと。

4 失格事項

次の要件に該当した場合は選定審査の対象から除外する。

- ア 選定審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があったと認められる場合
- ウ その他不正行為があったと認められる場合

5 応募方法、質問受付等

(1) スケジュール

- ア 公告 令和6年12月20日（金）
- イ 質問期間 公告～令和6年12月27日（金）午後5時まで
質問書（様式3）に質問内容を記載し提出先に持参、FAX又は電子メールにより提出すること。
なお、電話や口頭による受付は行わない。
提出先：京都市建設局自転車政策推進室（担当：田村、飛永）
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
FAX 075-213-0017
電子メール jitenshaseisaku@city.kyoto.lg.jp
回答は、令和7年1月10日（金）までに京都市ホームページに掲載する。
- ウ 応募期間 公告～令和7年1月17日（金）午後5時まで
※提出書類の提出先は、質問書提出先に同じ。郵送の場合は必着とする。
- エ プレゼンテーション審査 令和7年1月下旬（予定）
※日時及び場所については、当室から別途連絡する。

(2) 提出書類

応募の際は、ア～クまでの書類を正本1部、写し6部の合計7部を提出すること。

- ア 京都市放置自転車等撤去啓発保管所運営等業務受託申込書（様式1）
- イ 会社概要書（様式2）
- ウ 会社・法人の履歴事項全部証明書
- エ 印鑑登録証明書
- オ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明（最新のもの）
- カ 市町村税に滞納がないことの証明（最新のもの）
- キ 企画提案書（様式不問、A4用紙3～4枚程度）
※ 提案書の形式は自由だが、提案内容評価表（別紙1）に基づき採点を行うので、それぞれの評価項目に沿った企画提案書を作成すること。また、プレゼンテーションにおいて、提案者が説明する時間は10分程度であるため、この時間で説明できる程度の分量とすること。
※ 撤去業務及び保管所運営業務の手法、執行体制等のほか、新たに導入する、「より効率的な啓発等の実施」に対する提案内容について、具体的に記載すること。
また、提案内容は、専門知識を有していない者でも理解できるよう分かりやすい内容とすること。
- ク 見積書
- ケ 経費内訳書

(3) 応募に関する留意事項

ア 応募書類の取扱い

- (ア) 提案は1社につき1件に限る。
- (イ) 応募書類は、理由の如何を問わず、返却しない。
- (ウ) 京都市情報公開条例及び京都市個人情報保護条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開することがある。
- (エ) 提出期限後において、提出された書類の内容を変更することはできない。
- (オ) 甲が必要と認める場合、追加書類の提出を求めることがある。
- (カ) 質問に対する甲の回答の内容を了承したうえで応募すること。
- (キ) 選定に至らなかった事業者の提案内容を本市が二次的に利用することはない。

イ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、受託希望者の負担とする。

ウ 保管所現地確認

応募に当たり、保管所の現地での確認を希望する場合は、希望する保管所や日時等について、甲と事前に調整を行うこと。

なお、事前の調整なく来所された場合、一切対応しない。

現地確認期間 公告～令和7年1月10日（金）の間の土曜日、日曜日、祝日及び年末年始期間（12月28日～1月3日）を除く13時から17時

保管所所在地

保管所名	所在地
国際会館駅保管所	京都市左京区岩倉大鷲町550
三条千本保管所	京都市中京区壬生天池町5-2
石田保管所	京都市伏見区石田森東町46

6 選定方法

(1) 審査体制

事業者の選定を行うため、以下の審査委員により審査を行う。

- ・ 建設局自転車政策推進室長（審査委員長）
- ・ 建設局自転車政策推進室計画調整課長
- ・ 建設局自転車政策推進室利用環境整備課長
- ・ 外部有識者2名（うち1名が副委員長）
- ・ その他委員長が指定する者

(2) 審査期間

プレゼンテーション審査後～令和7年1月31日（金）（期間を延長する場合有）

(3) 審査基準及び評価方法

事業者の選定及び評価に当たっては、受託希望者から提出された提案書及びプレゼンテーションの内容について、「提案内容評価表（別紙1）」に基づいて審査・評価を行う。

(4) 受託候補者の決定

「提案内容評価表（別紙1）」に基づいて審査した結果、評価点の最も高い事業者を最も優れた提案をした事業者として受託候補者（第一交渉権者）とする。

なお、最高点において複数の事業者が同点の場合には、「啓発等業務」提案の合計点の高い事業者を、受託候補者とする。

ア 受託希望者が1者のみの場合

評価点が60点に至らない場合には、当該応募者を受託候補者として選定しない。

イ 受託希望者の全てが一定の評価点に至らない場合

受託希望者の全てについて、評価点が60点に至らない場合には、当該受託希望者の全てについて受託候補者として選定しない。

(5) 審査結果の通知

ア 審査結果については、書面をもって通知する。

イ 通知内容に疑義のある提案者は、令和7年2月7日（金）正午まで（必着）に、京都市建設局自転車政策推進室へ書面を提出すること。

ウ 提出のあったものについては、令和7年2月14日（金）までに書面をもって回答する。

(6) 受託候補者との協議及び契約の締結

企画提案書を基に、受託候補者と協議のうえで甲が契約書及び仕様書を作成し、これに基づき受託候補者と契約を行うものとする。ただし、次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者の選定において定めた順位の次順者から順に協議を行い、契約相手方を決定する。

ア 協議が不調に終わった場合

イ 受託候補者が、企画提案書提出の日から契約締結日までの間に、京都市競争入札取扱要領第29条の規定による競争入札参加停止の処分を受けた場合

ウ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

7 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

見積書に記載された金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

(2) 契約内容

仕様書及び提案内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は実現を確約したものと見なす。

(3) 契約期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 再委託の禁止

受託者は、原則、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはいけない。ただし、甲が承認した場合はその限りではない。

(5) 契約保証金

不要

(6) 留意事項

ア 甲との連絡を密にして業務を実施すること。

イ 仕様書の内容に疑義が生じた場合は、甲と協議しその指示に従うこと。また、甲と受託者の協議により、仕様書の内容は変更することがある。

ウ 仕様書による業務以外に追加で業務が生じる場合、両者協議の上、契約変更及びこれに係る

契約額の変更を行うことができる。

エ 本業務の準備及び遂行に当たっては、甲と協議しその指示に従うこと。

オ 本業務の実施により得られた成果は、甲に帰属する。

カ 今回の募集については、令和7年度から令和9年度事業の準備行為として実施するものであるため、今後、本事業に係る予算が成立しなかった等の理由で、事業を中止、縮小することがある。(予算の不成立等により事業が中止、縮小になった場合、甲は違約金支払の責を負わない。)

(7) その他

ア 事業の実施に当たっては、甲と事前に十分協議を行いながら事業を進めるものとする。

イ 公募手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本円に限る。

ウ その他、この要項に記載のない応募に関する事項及び契約に関する事項並びにこの要項の解釈に関する事項については、別途、京都市建設局自転車政策推進室が指示するところによるものとする。